

福崎町辻川観光交流センター駐車場利用規約

本規約は、(株)PAGE(以下「指定管理者」という)が運営する福崎町辻川観光交流センター駐車場(以下「辻川駐車場」という)をご利用いただくにあたり、予めその条件を定めるものです。本規約に同意し、かつ指定管理者の承認を受けた方(以下「利用者」という)に限り辻川駐車場を利用できるものとします。利用にあたっては、本規約に定める事項を遵守していただきます。

1 利用条件

- (1) 利用単位：1時間単位
- (2) 利用時間：9時から22時 ※設営・撤去を含む
- (3) 「10. 注意事項」を守れる方
- (4) 集客イベントを実施する際は、隣接する神戸マツダ福崎営業所の駐車場(センター東側)は利用しないようお願いします。(利用される場合は事前に神戸マツダ福崎営業所にご相談ください)

【連絡先】 株式会社銀ビルストアー 管理部 TEL:079-288-0001

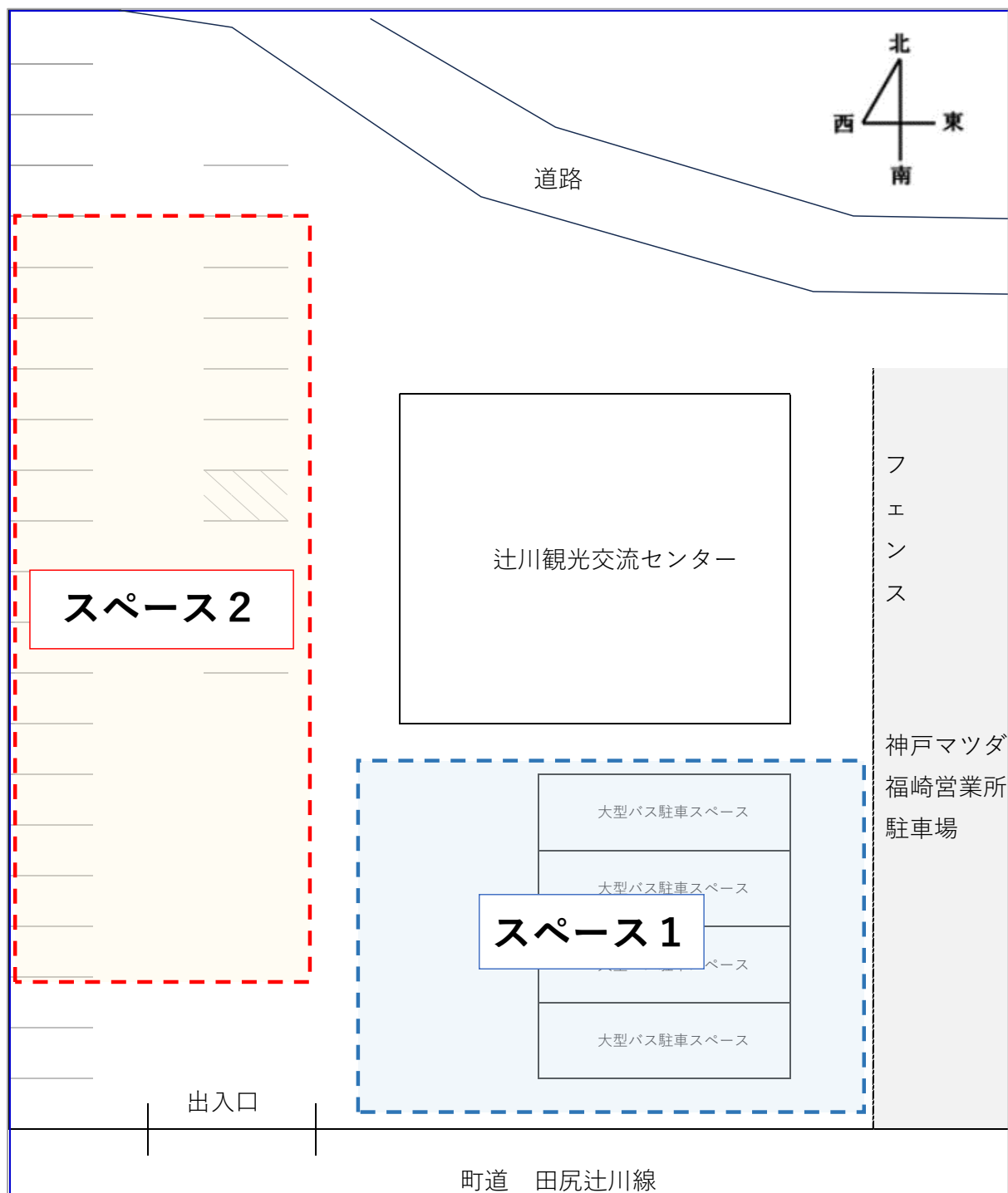
- (5) スペース2(※次ページ参照)を利用する場合
 - ・隣接する神戸マツダ福崎営業所の駐車場を利用者の責任で借りて、観光交流センター来館者のための駐車場の確保を必ずしてください。

【連絡先】 株式会社銀ビルストアー 管理部 TEL:079-288-0001

- ・利用当日は駐車場誘導員を配置してください。

- (6) 安全・運営管理の必要上、所轄官庁への申請が必要な事柄については、必ず利用者の責任で許可を受けてください。

利用スペース



● **スペース 2** を利用される場合は、下記のご対応が必要となります。

- ① 隣接の神戸マツダ福崎営業所の駐車場を借りてください。
連絡先：株式会社銀ビルストアー 管理部 TEL:079-288-0001
- ② 利用当日、駐車場誘導員を設置してください。

2 お申込み・受付

(1) 受付開始日

利用予約は、利用月の12か月前から平日に受付ます。※1月のみ7日以降。

受付対応時間：水曜を除く平日の10：00～16：00

(2) 施設の最新空き状況を電話またはメールにてご確認ください。

※ご希望の日時が空いていた場合、そのまま仮予約が可能です。

辻川観光交流センター メールアドレス：fujita-ma@kobe-np.co.jp TEL：0790-21-9053
--

(3) 仮予約

- ① 仮予約期間は仮予約申込日より最長2週間です。期間内に利用許可申請書をご提出ください。
- ② 仮予約時には、以下の内容をお伺いいたします。予めご準備ください。
 - イベント概要
 - お名前
 - ご連絡先
 - 利用したい日時
- ③ 仮予約は確定ではございません。
- ④ 仮予約期間を過ぎて利用許可申請がなく他のお客様の利用許可申請があった際には、後者の利用許可申請をされたお客様が優先されますのでご了承ください。
- ⑤ 他のお客様より仮予約または利用許可申請がない場合に限り、仮予約の延長が可能です。その場合にはご連絡ください。
- ⑥ 状況によっては、お受けできない場合があります。

(4) 利用許可申請（提出書類）

- ① 利用希望日の2週間前までに、下記書類をご提出ください。

提出書類	備考
利用許可申請書	
利用計画書	
利用料減免申請書	該当する場合のみ。4. 利用料金減免基準をご確認ください

- ② 期日までにご提出がない場合は、キャンセル扱いとなります。
- ③ お申込みは、辻川観光交流センター窓口またはメール fujita-ma@kobe-np.co.jp にて承ります。
- ④ 提出書類を審査し、1週間以内を目途に利用の可否を通知します。
※審査にあたって、上記（4）以外に指定管理者が必要とする書類（定款や規約、その他団体の活動について確認できる資料）のご提出をお願いする場合があります。
- ⑤ 利用が許可された場合には請求書を発行します。料金のお支払いは、窓口現金払いまたは銀行振込でお願いします。

3 利用料・お支払い

(1) 利用料（税込）

※設営・撤去の時間も利用料が発生します。

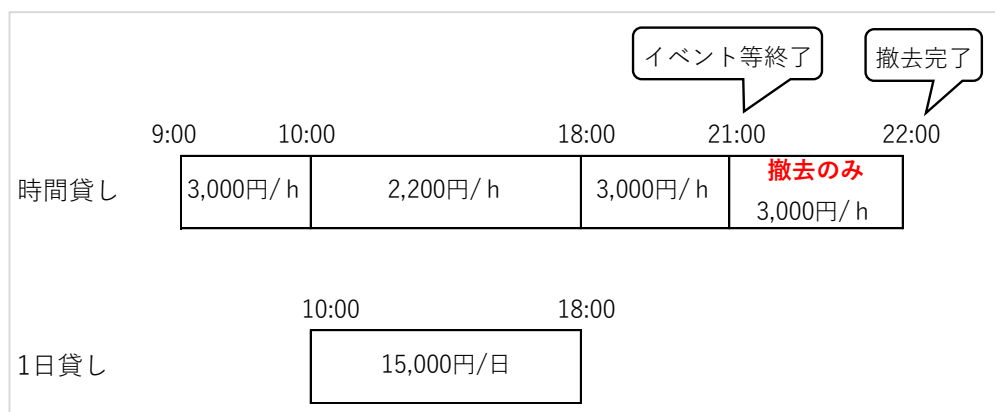
	時間貸し		1日貸し (10時～18時)	前日設営 ※営業不可
	10時～18時	9時～10時 18時～22時		
料金	2,200円/h	3,000円/h	15,000円/日	2,000円

※利用可能時間は9:00～21:00です。撤去は22:00までに完了厳守をお願いします。

※利用料金は、設営・撤去の時間も発生します。

※時間が1時間未満の場合は、1時間とみなして計算します。

※利用者が、許可された利用時間を超えて引き続き使用する場合は、運営に支障がないと認める場合に限り、利用時間の延長をすることができます。この場合の利用料は、延長時間の1時間当たり（1時間未満は、1時間とする）の時間貸し利用料を加算します。



(2) お支払方法

支払い方法	詳細
窓口現金払い	利用日当日の利用開始時間前までに 福崎町辻川観光交流センター窓口にて現金でお支払いください。
銀行振込	利用日の1週間前までにお支払いください。振込手数料は利用者負担

(3) 入金時に、利用許可書兼領収書をお渡しします。

利用時には必ず携行し、指定管理者から求めのあった場合はすみやかにご提示ください。

4 利用料金減免基準

以下に該当する場合は、利用料金を減額または免除することができます。

利用希望日の2週間前までに減免申請書をご提出ください。

該当事項	減免率
福崎町または指定管理者の主催、共催	100%
福崎町または指定管理者の後援、協力	50%
福崎町または指定管理者が特に必要と認める場合	福崎町または指定管理者が定める割合

5 キャンセルについて

- (1) 利用希望日の2週間前までに、利用許可申請書のご提出がない場合、キャンセルされたものとみなします。
- (2) 利用許可後のキャンセルについては、下記のとおりキャンセル料が発生します。
お振込の際にかかる振込手数料は利用者負担となります。

キャンセルの申出日	キャンセル料（振込手数料は利用者負担）
利用日の14日以前	なし
利用日の13日前から当日	利用料金の100% 前払いされた利用料がある場合は返金いたしません。

- (3) 利用者の判断で催事を中止した場合、利用料を返金することはできません。

但し、天災等により当日の開催が明らかに不可能な場合は、この限りではありません。

6 利用料金の返金

以下に該当する場合は、利用料金を返金します。

返金の際にかかる振込手数料は、指定管理者負担といたします。

事項	返金額
利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき	全額
利用日の14日前までに利用キャンセルの届出があったとき	全額
その他、指定管理者が特に必要と認めたとき	指定管理者が定める額

7 天災等による利用の終了

(1) 指定管理者は、天災地変、不慮の事故、災害等の不可抗力により利用者が辻川駐車場を利用できなくなった場合は、利用を終了するものとします。

(2) 指定管理者は、前項により利用者が被った損害について一切の責めを負いません。

但し、既にお支払いされた利用料金については、ご返金いたします。ご返金の際にかかる振込手数料は、指定管理者負担といたします。

8 利用の制限

次のような場合は利用を許可しません。また事実が明らかになった時点で許可を取り消す場合があります。

- (1) 公序良俗に反するもの。またはそのおそれのあるもの
- (2) 暴力団、暴力団員等、その他反社会的勢力との関連性が想起される場合
- (3) 政治活動・宗教活動に伴う勧誘等により他の利用者、近隣住民に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 申請内容と利用実態が著しく異なると判断される場合
- (5) 利用許可証を他の団体・個人に譲渡・貸与・売買すること
- (6) 大音量を伴う行為、周辺の交通の安全に支障をきたす行為、周囲に迷惑を及ぼす行為

(7) 施設または設備等を損壊、汚損したり臭気を発生させたりする行為

(8) その他、指定管理者が適当でないと判断した場合

※上記に掲げた事由により利用許可を取り消した場合に生じた損失について、指定管理者はいかなる補償も行いません。

9 損害賠償など

(1) 盗難、紛失、破損、その他の事故等による損害について、指定管理者は一切の責任を負いません。

(2) 利用規約 8. 利用の制限に該当する場合など、利用者の責めに帰すべき事由による利用許可の取り消し、または出店中止で生じた損害に対して、指定管理者は一切の責任を負いません。

(3) 施設・器具・備品等の破損・汚損・紛失等、または事故を起こした場合は、これらの損害の弁償を利用者に負担いただきます。

(4) 申請内容と異なる利用実態や利用期間中（準備・撤去含む）事故等により第三者に損害を与えた時は、利用者に一切の責任を負っていただきます。

(5) 外部要因により利用に影響があった場合も指定管理者は責任を負いません。

10 注意事項 必ず守ってください！！

① 設営、撤去時も含め、安全面については十分なお配慮をお願いします。

② 近隣の迷惑になるような大音量を伴う行為、周辺の交通の安全に支障をきたすような行為は行わないでください。特に、歩行者へのご配慮をお願いします。

<設営時>

① 過度な重量物の持ち込みや、落下させる行為は床面を破損する原因となりますのでおやめください。

② 複数日開催または前日設営等で夜間に設営物が会場に残る場合は、安全管理は利用者の責任で行ってください。

<利用終了時>

- ① ゴミは全てお持ち帰りください。複数日開催の場合、ゴミは毎日持ち帰ってください。
- ② 施設は必ず原状を復帰した上でご返却ください。汚した場合には利用者の責任において清掃を行ってください。
- ③ 施設を損壊・損傷した場合はただちに指定管理者に届け出てその指示に従ってください。